

【別紙】

○ 「日本公庫資金円滑化貸付事業について」（平成23年5月2日付け23経営第269号農林水産省経営局長通知）新旧対照表  
 （下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>II 令和元年10月10日から同月13日までの間の令和元年台風第19号に係る貸付事業について</p> <p>第2 事業内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 貸付金の使途                      本措置に係る対象資金は、次に掲げるとおりとする。なお、補助残融資資金については、原則として本措置の対象外とするが、災害復旧に係る事業を対象として融通される補助残融資資金に限り、本措置の対象とするものとする。                      (1)～(3) (略)                      (4) 農業経営基盤強化資金（農業経営基盤強化資金実施要綱第3に定める資金（同要綱第3の2の(7)に定める資金を除く。）をいう。）                       (5) 経営体育成強化資金（経営体育成強化資金実施要綱第2のIに定める資金をいう。）</p> <p>3～5 (略)</p> <p>III 新型コロナウイルス感染症に係る貸付事業について</p> <p>第2 事業内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 貸付金の使途                      本措置に係る対象資金は、次に掲げるとおりとする。なお、補助残融資資金については、原則として本措置の対象外とするが、新型コロナウイルス感染症の影響に係る事業を対象として融通される補助残融資資金に限り、本措置の対象とするものとする。                      (1) (略)                      (2) <u>農業経営基盤強化資金（農業経営基盤強化資金実施要綱第3に定める資金をいう。）</u>                      (3) <u>経営体育成強化資金（経営体育成強化資金実施要綱第2に定める資金をいう。）</u></p> <p>3～5 (略)</p>	<p>II 令和元年10月10日から同月13日までの間の令和元年台風第19号に係る貸付事業について</p> <p>第2 事業内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 貸付金の使途                      本措置に係る対象資金は、次に掲げるとおりとする。なお、補助残融資資金については、原則として本措置の対象外とするが、災害復旧に係る事業を対象として融通される補助残融資資金に限り、本措置の対象とするものとする。                      (1)～(3) (略)                      (4) 農業経営基盤強化資金（農業経営基盤強化資金実施要綱第3に定める資金（同要綱第3の2の(7)に定める資金を除く。）をいう。<u>以下同じ。</u>)                      (5) 経営体育成強化資金（経営体育成強化資金実施要綱第2のIに定める資金をいう。<u>以下同じ。</u>)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>III 新型コロナウイルス感染症に係る貸付事業について</p> <p>第2 事業内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 貸付金の使途                      本措置に係る対象資金は、次に掲げるとおりとする。なお、補助残融資資金については、原則として本措置の対象外とするが、新型コロナウイルス感染症の影響に係る事業を対象として融通される補助残融資資金に限り、本措置の対象とするものとする。                      (1) (略)                      (2) 農業経営基盤強化資金                      (3) 経営体育成強化資金</p> <p>3～5 (略)</p>

附 則 （令和2年4月30日2経営第187号）

この通知は、令和2年4月30日から施行し、令和2年2月1日から適用する。